

調布市要綱第10号

調布市制限付き一般競争入札要綱（平成6年調布市要綱第18号）の全部を改正する。

平成21年 2月24日

調布市制限付き一般競争入札要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により行う入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事等

制限付き一般競争入札は、別に定める調布市制限付き一般競争入札実施基準（以下「実施基準」という。）に定める工事等（以下「対象工事等」という。）に係る契約について行う。ただし、対象工事等の性質、目的その他の事情から、市長が制限付き一般競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

第3 参加資格

制限付き一般競争入札に参加することができる者は、対象工事等の種類及び設計金額に応じて実施基準に定める対象者の範囲内の者で、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号。以下「規則」という。）第4条の規定により市長が公示した競争入札参加資格を有し、

かつ、対象工事等に対応する業種又は営業種目に登録していること。

- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号。以下「指名停止等要綱」という。）に定めるところにより指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。以下「暴排要綱」という。）に定めるところにより入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 納期の経過した市税（区町村税を含む。）を完納していること。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一の入札案件に参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一の入札案件に参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者で、市の審査を経て有資格者として認定されたものを除く。）。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事等に応じて特に必要と認める要件を満たしていること。

第4 公告

市長は、制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、規則第6条の規定により公告する。

第5 入札の参加申請

制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、第4の規定による公告（以下「公告」という。）で定めるところにより、市長に対して入札の参加を申請しなければならない。

第6 設計図書等の配布等

入札参加者への設計図書等の配布は、公告で指定した方法により行うも

のとする。

2 入札参加者は、設計図書等の内容について疑義が生じたときは、市長に対して質問することができる。

3 制限付き一般競争入札に係る現場での説明会は、行わないものとする。

第7 資格の喪失

市長は、入札参加者が開札までに次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札に参加させることができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 指名停止等要綱に定めるところにより指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 暴排要綱に定めるところにより入札参加排除措置を受けたとき。

第8 入札の中止等

市長は、制限付き一般競争入札の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札の実施を延期し、又は中止することができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるとき、その他公正な入札の確保が困難であると認められるとき。
- (2) 電子入札案件（規則第2条第9号に掲げるものをいう。）にあっては、同条第8号に掲げる電子入札システムがシステム障害等により使用不能となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 市長は、制限付き一般競争入札の入札参加者が2者未満であるときは、当該入札を中止することができる。

第9 落札予定者

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者）のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

2 落札予定者となるべき同額の入札をした者が複数ある場合は、くじによ

り落札予定者を決定するものとする。

- 3 落札の決定は、第10に規定する資格審査により入札参加資格の確認がとれるまで留保するものとする。

第10 資格審査

市長は、入札の落札予定者となった者から公告で指定した書類の提出を求め、入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札予定者の入札を無効として、その者の次に低い価格をもって入札した者について審査を行うものとし、以後入札参加資格を満たす者が確認できるまで、入札価格の低い者から順次審査を行うものとする。
- 3 市長は、落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札予定者に対してその旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。
- 5 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、当該理由について回答しなければならない。

第11 落札者の決定

市長は、第10に規定する資格審査の結果、落札予定者の入札参加資格を確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。

- 2 市長は、落札者を決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認を行わないものとする。

第12 入札結果等の公表

市長は、制限付き一般競争入札を行ったときは、速やかに入札結果を公表するものとする。

- 2 市長は、入札参加者名、入札参加者数、入札の経過等については、開札が終了するまで公表しないものとする。

第13 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市制限付き一般競争入札要綱の規定は，この要綱の施行の日以後に公告する入札について適用し，同日前に公告する入札については，なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 3 月 1 9 日要綱第 8 号抄）

（施行期日等）

- 1 この要綱は，平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し，同日以後に措置要件に該当する有資格者（第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされた指名停止の措置（次項の規定による改正前の調布市指名停止等措置要綱（平成 1 8 年調布市要綱第 2 2 0 号）別表第 5 項各号のいずれかに該当したことによる指名停止の措置に限る。）を受けている有資格者を除く。）に係るものについて適用する。

（調布市制限付き一般競争入札要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正後の調布市制限付き一般競争入札要綱の規定は，施行日以後に公告する入札について適用し，施行日前に公告した入札については，なお従前の例による。